

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の改正について

1 趣旨

幼保連携型認定こども園を運営するためには、県が定める基準を満たし、知事の認可を受けることとされています。

上記基準は、国の基準^{※1}を踏まえて県の条例及び規則で定めていますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）が改正されたことを受けた国の基準の一部改正に伴い、県の規則の一部改正を予定しており、この改正に対する意見の募集を行うものです。

※1 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

2 改正の内容

幼保連携型認定こども園の職員の数に係る特例の延長

幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期限を、令和7年3月31日から令和9年3月31日まで2年間延長します。

	原則	特例
役職	-	副園長・教頭 ^{※2}
資格要件	幼稚園の教諭免許 かつ 保育士の登録	幼稚園の教諭免許 又は 保育士の登録

※2 副園長・教頭以外の役職（保育教諭等）については、認定こども園法一部改正法により特例期間が延長されます。

3 施行期日等（予定）

令和7年4月1日